

仕 様 書

戸田ボートレース企業団
総務部財務課施設担当

- 1 件 名 管理棟給水ポンプ更新工事
- 2 目 的 既存設備の機能維持及び回復を目的とする。
- 3 場 所 埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号
戸田モーターボート競走場 管理棟 地下 1 階 受水槽ポンプ室
- 4 契約期間 契約締結日より令和 7 年 4 月 3 0 日（水）まで

5 工事内容

本工事は給水ポンプユニットを更新する工事であり、内容は下記のとおりである。

(1) 対象機器

更新対象となる機器は下記のとおり。

ア 給水ポンプユニット（管理棟用）

機器番号	P-1
メーカー	㈱川本製作所
型式	加圧式給水ポンプユニット
台数	1台
設置場所	管理棟 地下1階 受水槽室
その他	別添機器表参照

イ 給水ポンプユニット（整備棟用）

機器番号	P-2
メーカー	㈱川本製作所
型式	加圧式給水ポンプユニット
台数	1台
設置場所	管理棟 地下1階 受水槽室

その他	別添機器表参照
-----	---------

(2) その他

- ・新設機器は現在の給排水設備の状況を考慮して、十分な能力の機器を選定すること。
- ・選定した機器について、発注者の承認を得ること。

6 完成図書

成果品として、下記の書類一式を綴じたものを2部提出すること。

- (1) 契約書及び仕様書の写し
- (2) 完成図
平面図、機器仕様図等
- (3) 取扱説明書
- (4) 工事写真
着工時、施工中、しゅん工時を撮影し、作業日、工程名称を記載すること。
- (5) 作業日報
- (6) 保証書
保証期間を明記すること。
- (7) 産業廃棄物マニフェスト
- (8) その他監督職員の指示したもの

7 貸与図書

- (1) 仕様書(本書) (2) 積算書 (3) 場所図 (4) 参考図
- (5) 開催日程表(令和7年4月以降の日程は未定)

8 その他

- (1) 着工に先立ち、着工届、現場代理人等届、現場員届、工程表を作成し、速やかに発注者の承諾を得ること。
- (2) 下請業者に工事の一部を委託する場合はその旨を現場員届に明記し、発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は作業日毎に作業日報を作成し、発注者の求めに応じて提出できるように保管すること。
- (4) 工事作業は原則として9時から17時の時間帯に行うこと。ただし、上記の時間外に実施を要する作業で発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。第三者への安全に配慮した施工計画を策定し、資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理についても十分に発注者と調整を行うこと。

- (5) 本工事の施工に際しては、各種法令等を遵守し、必要な諸官庁への手続き等が発生した場合、受注者の費用負担にて速やかに手続きを行うこと。なお、当競走場周辺の道路は大型車両進入禁止区域の為、所管公署である蕨警察署へ事前調整を行うこと。
- (6) 施工に当たっては、適切な養生を行い、設置場所の設備等に損害を与えないこと。尚、損害を与えた場合は、速やかに原状復旧すること。
- (7) 請負業者は当競走場の開催日程を十分把握し、いかなる場合においても開催運営に支障を生じさせないように対処すること。
- (8) 工事材料等の調達期間変更等に伴う請負金額の増額、工期の延長は認めない。
- (9) 契約締結後の諸物価及び労務費等の市場変動があっても請負金額の変更は行わないこと。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び本工事の遂行上疑義が生じた場合には、速かに発注者と協議し対処するものとする。また、本仕様書に明記がなく施工上必要と思われることで、現場の状況により軽微な変更の必要がある時は、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、発注者の承諾を受けて設置の位置、方法等の変更を行うことができる。ただしこの場合、請負金額の増減と工期の変更をしないものとする。
- (11) 当競走場内での作業中は工事名及び業者名の記載された名札を着用すること。
- (12) 大型重機や金属製の足場等を使用する場合、近傍のTBSラジオ電波塔の影響により感電、発熱等の障害が発生することがあるため、十分留意して施工すること。必要に応じてTBSラジオ電波の停波予定の確認及び事前協議を行うこと。
- (13) 資材等の搬入時は発注者の立会い検査を行い、承認を受けること。また、検査時は工事名、請負業者名、日時、検査項目、材料名等を記載した写真を撮影すること。
- (14) 大型重機や金属製の足場等を使用する場合、近傍のTBSラジオ電波塔の影響により感電、発熱等の障害が発生することがあるため、十分留意して施工すること。必要に応じてTBSラジオ電波の停波予定の確認及び事前協議を行うこと。
- (15) しゅん工後、速やかにしゅん工届及び検査願を提出し、発注者による検査を受け、承認を得ること。
- (16) 受注者は、次に掲げる一の事由が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
 - ア その責めに帰すべき事由により、業務の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたとき。
 - イ 規定により契約解除をし、発注者が損害を受けたとき。
- (17) 請負金額の支払いは工事の完了時期に関わらず、令和7年4月1日(火)以降とする。